

GIGA スクール端末売却仕様書

本仕様書は、令和 5 年 1 0 月 2 6 日付け文部科学省・経済産業省・環境省事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」、令和 6 年 5 月 1 7 日付け環境省事務連絡「『GIGA スクール端末処分における小型家電リサイクル制度』に係る周知について（依頼）」及び令和 8 年 6 月 1 2 日付け文部科学省・経済産業省・環境省事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について（注意喚起）」を踏まえ作成するものである。

1 売却物品・仕様

別紙「対象機器一覧」のとおり。

売却物品は、三木市教育委員会が所管する学校等において使用した GIGA スクール端末及び付属品等とする。

本件は、一般競争入札により売却するものであり、買受者は、再使用可能な端末については再使用を行い、故障その他の理由により再使用が困難な端末については、関係法令に基づき適正に再資源化又は処分するものとする。

2 引渡場所

三木市教育委員会が指定する 1 カ所とする。具体的な引渡場所及び搬出場所は、契約後に三木市教育委員会と買受者で協議の上決定する。

3 引渡期間

令和 9 年 1 月 1 3 日までに引渡し及び搬出を完了すること。具体的な引渡日時は、契約金額納入後に、買受者と三木市教育委員会で調整の上決定する。

4 契約金額等の支払

三木市が作成した納入書により、契約金額を契約日から 7 日以内に支払うこと。なお、納入通知書領収書の写しを三木市教育委員会担当者へ提出すること。

5 運搬費等の負担

この契約に伴い発生する搬出、積込、運搬、保管、データ消去又は物理破壊、再使用、再資源化、処分、証明書発行その他本件に必要な諸費用は、買受者の責任及び負担において適切に処理すること。

6 引渡事項

(1) 売却物品は、契約金額の納付が確認された後でなければ、売却物品の引き渡しおよび搬出は行えないものとし、現状有姿での引渡しとする。売却物品の状態については、現状下見会等で確認すること。現状下見会に参加しなくても入札はできるが、その場合は売却物品の状態について承諾し

たものとみなす。入札後の異議申立ては一切認めない。

- (2) 三木市は、売却物品について契約不適合責任を負わない。また、引渡し後に売却物品が契約の目的に適合しないものであることを発見しても、三木市は一切の責任を負わない。
- (3) 一度引渡しした売却物品は、いかなる理由があっても返品又は交換はできない。
- (4) 売却物品には、使用による汚れ、傷、故障、部品の欠損その他不具合が含まれる場合がある。
- (5) 引渡し後の売却物品の搬出、積込及び運搬は買受者が手配するものとし、これに要する費用は買受者の負担とする。
- (6) 買受者は、売却物品の受領後、三木市教育委員会が指定する受領書を提出すること。
- (7) 買受者は、対象機器について、まず再使用を優先して検討すること。再使用が可能なものは適正に再使用し、再使用が困難なもの又は再使用後の端末は、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法その他関係法令に基づき、確実に国内で再資源化又は処分すること。
- (8) 対象機器内の記録媒体については、再使用又は再資源化の別にかかわらず、復元困難な方法により確実にデータ消去又は物理破壊を行うこと。
- (9) 買受者は、データ消去又は物理破壊の方法、実施日、対象台数、端末識別情報等を記載した証明書を発行し、三木市教育委員会へ提出すること。
- (10) 買受者は、再使用台数、再資源化又は処分台数、処理方法及び処理完了日を記載した報告書を提出すること。
- (11) 買受者は、令和5年10月26日付け事務連絡及び令和8年6月12日付け注意喚起の趣旨を踏まえ、引渡し後から再使用、再資源化又は処分完了までの間、紛失、盗難、情報漏えい、不法投棄、不正転売及び不適正な海外輸出が生じないように適切に管理すること。万一、不適切な転売・不法投棄・情報漏えい等が発生した場合は、買受者は直ちに市に報告し、一切の責任を負い、市が被った損害を賠償しなければならない。

7 参加資格要件

- (1) 本件の趣旨を理解し、対象機器について、再使用可能なものは再使用し、再使用が困難なものは関係法令に基づき適正に再資源化又は処分できる者であること。
- (2) 使用済情報機器の再使用、再資源化又は処分に係る実績を有し、対象機器の引取後から処理完了までの管理体制を明示できること。
- (3) データ消去又は物理破壊を確実に実施し、三木市教育委員会が指定する

単位で証明書を発行できること。

- (4) 受領後から再使用、再資源化又は処分完了までの間、紛失、盗難、情報漏えい、不法投棄、不正転売及び不適正な海外輸出を防止するための管理体制を有していること。
- (5) 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者に再資源化を委託し、又は協力を得る場合は、令和6年5月17日付け事務連絡及び令和8年6月12日付け注意喚起に示された確認事項を踏まえ、当該事業者が国の認定を受けていること、認定を受けている収集区域に兵庫県が含まれていること、及び本件に係る処理工程が認定内容に沿ったものであることを確認できる資料を提出できること。
- (6) 本件の履行に当たり、関係法令、本仕様書及び三木市教育委員会の指示を遵守できること。
- (7) 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者を活用する場合は、環境省が公表する最新版の認定事業者一覧により、認定内容及び収集区域等を確認できること。
- (8) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当する者。
 - イ 市町村税、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ウ 三木市職員（会計年度職員を含む）
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）
 - オ 三木市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者に該当する者
 - カ 本入札の参加申込締切日から落札決定までの間において、三木市指名停止基準に基づく指名停止措置の期間がある者
 - キ 使用済情報機器の再使用、再資源化又は処分に係る実績を有さない者
 - ク 対象機器の引取後から処理完了までの管理体制を明示できない者
 - ケ データ消去又は物理破壊を確実に実施できない者
 - コ 三木市教育委員会が指定する単位で証明書を発行できない者
 - サ 受領後から再使用、再資源化又は処分完了までの間、紛失、盗難、情報漏えい、不法投棄、不正転売及び不適正な海外輸出を防止するための管理体制を有していない者

(9) 入札に参加する者は、次の書類を提出することで、入札参加資格の確認を受けなければならない。

A) 法人の場合

- ア 入札参加申込書（指定様式）
- イ 誓約書（指定様式）
- ウ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
- エ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書
- オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）
- カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の納税証明書「その3の3」）
- キ 委任状（指定様式・本社以外で入札、契約する場合のみ）
- ク 一般競争入札参加資格者証送付用封筒（表に申請者の住所及び氏名を記載し、返送用の切手を貼付した長3号封筒）

B) 個人の場合

- ア 入札参加申込書（指定様式）
- イ 誓約書（指定様式）
- ウ 印鑑登録証明書（住所地の市町村が発行するもの）
- エ 公的身分証明書（顔写真付き）の写し
例：マイナンバーカード、運転免許証等
- オ 市町村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）
- カ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の納税証明書「その3の2」）
- キ 同意書（指定様式・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）
- ク 一般競争入札参加資格者証送付用封筒（表に申請者の住所及び氏名を記載し、返送用の切手を貼付した長3号封筒）

※ いずれも発行日から3ヵ月以内のもの。

※ ウ、エ、オ及びカについては、写し可とする。

※ 三木市入札参加資格者名簿に登録されている者は、ア、イ及びク以外の書類の提出について省略することができるものとする。

※ 指定様式は、三木市ホームページからダウンロードすること。

8 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途三木市教育委員会と買受者で協議を行うものとする。

9 担当者

三木市教育委員会教育振興部教育センター 武田

0 7 9 4 - 8 3 - 2 0 2 0